

発議第1号  
令和8年6月26日提出

大牟田市議会  
議長 徳永 春男 殿

提出者 三 宅 智加子  
山 田 修 司  
櫻 井 ちはる  
北 岡 あ や  
崎 山 恵 子

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出  
します。

## 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラです。

しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけています。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり深刻化しています。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割は果たしていますが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分に対応できているとは言い難い状況です。

よって、国会及び政府においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

### 記

1. 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
2. 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
3. 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
4. UR賃貸住宅や公営住宅の空き住戸を、NPO法人等に定期借家や低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
5. 生活保護の住宅扶助基準額を、現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

大牟田市議会

発議第2号  
令和8年6月26日提出

大牟田市議会  
議長 徳永 春男 殿

提出者 三 宅 智加子  
山 田 修 司  
船 原 基 近  
北 岡 あ や  
崎 山 恵 子

全てのケアラーに対する包括的な支援と  
法的枠組みの整備を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出  
します。

## 全てのケアラーに対する包括的な支援と 法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっています。

ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしています。そのような中、ヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところです。

ケアラーは、子供に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にあります。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されましたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまっており、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだに整備されていません。

また、現在の支援内容は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援も十分とは言えません。また、地域や自治体によって支援内容に差が生じています。

よって、国会及び政府においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組まれるよう強く要望します。

### 記

1. ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
2. ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
3. 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
4. ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 26 日

大牟田市議会

発議第3号  
令和8年6月26日提出

大牟田市議会  
議長 徳永 春男 殿

提出者 北 岡 あ や  
松 尾 哲 也  
大 野 哲 也  
崎 山 恵 子

イラン情勢による物価高騰・資材不足から  
暮らしと営業を守るための緊急対策を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出  
します。

イラン情勢による物価高騰・資材不足から  
暮らしと営業を守るための緊急対策を求める意見書

アメリカとイスラエルによる国連憲章と国際法に違反するイラン攻撃により、ホルムズ海峡が事実上封鎖されたことで、エネルギー価格や物価高騰にとどまらず、石油を原料としたナフサ由来の製品の入手が困難な状況が生じており、建設業などの市内事業者、医療機関に深刻な影響が出ています。

市内建設業者からは、「仕事で使用するシンナーが購入できない」、「資材が手元がないので仕事ができず、収入がない」、「従業員に支払う給料が確保できない」などの悲痛な声が上がっています。また、医療現場からは、「何が、いつ、どの程度不足するか全く見通しが立たず、医療活動の継続に大きな不安がある」との声も寄せられています。

国は、ホルムズ海峡を通過しない原油の代替調達を進めており、5月には約6割の調達を確保し、6月には7割以上の代替調達に目途が立ったとしています。

しかしながら、3月末頃からの資材不足により、発注があっても仕事をするのができない建設事業関係者、医療物品の入荷の目途が立たない医療関係者にとっては、生計や事業の継続に関わる深刻な事態となっています。

よって、国会及び政府においては下記の対応について速やかに取り組まれるよう強く要望します。

記

1. 原材料・建設資材・医療物品の供給安定化、価格高騰対策等、必要な支援策を講じること。
2. コロナ危機対策として国が中小企業への資金繰り支援として行ったゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）の返済猶予を再延長すること。
3. コロナ禍に実施した持続化給付金制度などの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

大牟田市議会

発議第4号  
令和8年6月26日提出

大牟田市議会  
議長 徳永 春男 殿

提出者 櫻 井 ちはる  
船 原 基 近  
三 宅 智加子  
北 岡 あ や  
崎 山 恵 子

豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、  
2027年度政府予算に係る意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出  
します。

豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、  
2027年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。子供たちの豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は、業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、学校と教師の業務の3分類にかかわらず業務の外部移行・委託を行うためには国による自治体への財政措置等が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2005年の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の施策として定数改善に向けた財源保障もし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子供の豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
2. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
4. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。
5. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
6. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

大牟田市議会

発 議 第 5 号  
令和8年6月26日提出

大牟田市議会  
議長 徳永 春男 殿

提出者 奥 村 橋 倫  
古 庄 和 秀  
平 山 伸 二  
北 岡 あ や  
崎 山 恵 子

地方財政の充実・強化に関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出  
します。

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

よって、国会及び政府においては、2026年度地方財政計画は物価高騰や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項について要望します。

### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置付けること。
6. 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

大牟田市議会